

○ 稲川土地改良区賦課金納付組合表彰規程

〔昭和61年2月26日
制 定〕

（目的）

第1条 この規程は、賦課金の納付について特に功労（成績優良）があると認められる納付組合の表彰についてその必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の範囲）

第2条 表彰は、次に掲げるものに分けてこれを行う。

- （1）納付組合において賦課金を取りまとめ一括納付するなど納付者こぞって率先完納し財政の円滑な運営に寄与し他の模範に足りる組合
- （2）賦課金納付についてこれが普及勸奨など積極的に協力を惜しまず尽力し、他の模範に足りる者

（表彰の方法）

第3条 表彰は、感謝状を授与してこれを行うものとする。

2 感謝状には、副賞を附する。

3 副賞は、賞金又は賞品を附する。

4 副賞は、予算の範囲内においてその都度これを定める。

（被表彰者の選定）

第4条 被表彰者の選定については、理事長がこれを決定する。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか表彰に必要な事項は別にこれを定める。

附 則

この規程は昭和61年4月1日から施行する。